



島根県報

平成18年 8月25日 (金)
第 1,806 号

(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

障害者自立支援法の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害者福祉課)	1
農地保有合理化事業規程の変更の承認	(農業経営課)	2
企業参入促進資金利子補給金交付要綱の一部改正	(")	2
解除予定保安林	(森林整備課)	2
保安林の指定施業要件の変更	(")	3
島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の一部改正	(水産課)	3
島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の一部改正	(")	4
島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の一部改正	(")	5
都市計画法施行条例の規定による区域の指定	(都市計画課)	5
都市計画事業変更の認可(5件)	(下水道推進課)	5

公 告

平成19年度島根県立農業大学校の学生募集	(農業経営課)	8
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可	(都市計画課)	10

漁調委告示

海面における定置漁業権に係る漁場計画案に関する公聴会の開催		10
-------------------------------	--	----

正 誤

平成18年 7月14日付け島根県報第1,794号中	(市町村課)	11
平成18年 5月30日付け島根県報第1,781号中	(森林整備課)	11

告 示

島根県告示第839号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成18年 8月25日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
社会福祉法人 親和会	共同生活援助	さくら	出雲市大島町865	平成18年 6月30日
有限会社 栄昌	居宅介護	有限会社 栄昌ヘルパース テーション	鹿足郡吉賀町田野原1382	平成18年 7月18日

有限会社 栄昌	行動援護	有限会社 栄昌ヘルパーステーション	鹿足郡吉賀町田野原1382	平成18年7月18日
有限会社 栄昌	外出介護	有限会社 栄昌ヘルパーステーション	鹿足郡吉賀町田野原1382	平成18年7月18日
社会福祉法人 松江市社会福祉協議会	居宅介護	千鳥介護センター	松江市千鳥町71	平成18年7月31日
株式会社 いずみ	居宅介護	株式会社 いずみ	松江市西川津町491 - 11	平成18年8月3日
株式会社 いずみ	行動援護	株式会社 いずみ	松江市西川津町491 - 11	平成18年8月3日
株式会社 いずみ	外出介護	株式会社 いずみ	松江市西川津町491 - 11	平成18年8月3日

島根県告示第840号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項の規定により、いずも農業協同組合の次の事業に係る農地保有合理化事業規程の変更について承認したので、同条第2項において準用する同法第7条第5項の規定により告示する。

平成18年8月25日

島根県知事 澄田信義

農地売買等事業

島根県告示第841号

企業参入促進資金利子補給金交付要綱（平成15年島根県告示第789号）の一部を次のように改正する。

平成18年8月25日

島根県知事 澄田信義

別表貸付条件の欄中「年2.2パーセント」を「年2.1パーセント」に改める。

附 則

- この告示は、平成18年8月25日から施行する。
- この告示による改正後の企業参入促進資金利子補給金交付要綱別表の規定（貸付利率に係る部分に限る。）は、平成18年8月18日以後に貸し付けられる企業参入促進資金について適用し、同日前に貸し付けられた企業参入促進資金については、なお従前の例による。

島根県告示第842号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年8月25日

島根県知事 澄田信義

- 解除予定保安林の所在場所
江津市都野津町2308 - 39
- 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

島根県告示第843号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成18年 8 月25日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和54年 8 月11日農林水産省告示第1146号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第844号

島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱（平成13年島根県告示第267号）の一部を次のように改正する。

平成18年 8 月25日

島根県知事 澄 田 信 義

別表第 2 中

年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.1%	年0.9%	年1.1%	年1.1%	年0.9%
年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年0.45%	年0.45%
年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年0.45%	年0.45%
年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年1.25%	年1.05%

を

		年1.25%	年0.45%	年0.45%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年0.45%	年0.45%

年1.25% (新規着業者に貸し付けるものにあつては、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し付けるものにあつては、年1.05%)	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.1%	年0.9%	年1.1%	年1.1%	年0.9%
年1.25% (新規着業者に貸し付けるものにあつては、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し付けるものにあつては、年1.05%)	年1.25%	年0.4%	年0.4%
年1.25% (新規着業者に貸し付けるものにあつては、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し付けるものにあつては、年1.05%)	年1.25%	年0.4%	年0.4%
年1.25% (新規着業者に貸し付けるものにあつては、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し付けるものにあつては、年1.05%)	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年1.25%	年1.05%
		年1.25%	年0.4%	年0.4%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年0.4%	年0.4%

に改

める。

附 則

- この告示は、平成18年8月25日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の規定は、平成18年8月18日以後に貸し付けられた別表第1の左欄に掲げる資金(以下「島根県漁業近代化資金等」という。)について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金等については、なお従前の例による。

島根県告示第845号

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱(平成13年島根県告示第268号)の一部を次のように改正する。

平成18年8月25日

島根県知事 澄 田 信 義

別表中	年2.2%以内	を	年2.1%以内	に改める。
	年2.35%以内		年2.25%以内	
	年2.2%以内		年2.1%以内	
	年2.2%以内		年2.1%以内	
	年2.2%以内		年2.1%以内	
	年2.2%以内		年2.1%以内	

年2.2%以内
年2.2%以内

年2.1%以内
年2.1%以内

附 則

- 1 この告示は、平成18年 8 月25日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成18年 8 月18日以後に貸し付けられた島根県漁業近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第846号

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第269号）の一部を次のように改正する。

平成18年 8 月25日

島根県知事 澄 田 信 義

第 5 条第 2 号中「2.2パーセント」を「2.1パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成18年 8 月25日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成18年 8 月18日以後に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

島根県告示第847号

島根県都市計画法施行細則（昭和46年島根県規則第22号）第 3 条第 1 項の規定により、都市計画法施行条例（平成12年島根県条例第30号）第 3 条に規定する土地の区域を次のとおり指定したので、島根県都市計画法施行細則第 3 条第 4 項の規定により次のとおり告示する。

その関係図書は、島根県土木部都市計画課、松江県土整備事務所及び東出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成18年 8 月25日

島根県知事 澄 田 信 義

1 範囲

出雲郷地区	大字出雲郷、大字今宮及び大字春日の一部
揖屋地区	大字揖屋町の一部
意東地区	大字下意東の一部

2 面積

約24ヘクタール（近接区域約22ヘクタール、隣接区域約 2 ヘクタール）

3 指定年月日

平成18年 8 月25日

島根県告示第848号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第62条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成18年8月25日

島根県知事 澄 田 信 義

1 施行者の名称

出雲市

2 都市計画事業の種類及び名称

出雲都市計画下水道事業

出雲公共下水道

3 事業施行期間

昭和56年3月31日から平成24年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和56年島根県告示第331号、昭和62年島根県告示第461号、平成2年島根県告示第463号、平成3年島根県告示第1,035号、平成6年島根県告示第151号、平成8年島根県告示第492号、平成9年島根県告示第40号、平成10年島根県告示第596号、平成11年島根県告示第724号、平成12年島根県告示第870号及び平成16年島根県告示第11号の事業地のうち大津町、中野町、大塚町、小山町、渡橋町、今市町、上塩冶町、今市町南本町、天神町及び医大南一丁目において変更する。

島根県告示第849号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年8月25日

島根県知事 澄 田 信 義

1 施行者の名称

出雲市

2 都市計画事業の種類及び名称

平田都市計画下水道事業

平田公共下水道

3 事業施行期間

昭和59年8月3日から平成24年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和59年島根県告示第748号、昭和63年島根県告示第652号、平成2年島根県告示第377号、平成4年島根県告示第614号、平成6年島根県告示第597号、平成11年島根県告示第167号及び平成14年島根県告示第548号の事業地のうち灘分町及び平田町において変更する。

島根県告示第850号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同

条第 2 項において準用する同法第62条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成18年 8月25日

島根県知事 澄 田 信 義

1 施行者の名称

出雲市

2 都市計画事業の種類及び名称

出雲都市計画下水道事業

湖陵公共下水道

3 事業施行期間

昭和61年 9月16日から平成24年 3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和61年島根県告示第868号、平成 2 年島根県告示第853号、平成 6 年島根県告示第861号、平成 8 年島根県告示第 52号、平成11年島根県告示第224号及び平成14年島根県告示第739号の事業地のうち湖陵町差海、板津、二部及び大池において変更する。

島根県告示第851号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第62条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成18年 8月25日

島根県知事 澄 田 信 義

1 施行者の名称

出雲市

2 都市計画事業の種類及び名称

大社都市計画下水道事業

大社公共下水道

3 事業施行期間

昭和57年 6月 8 日から平成24年 3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和57年島根県告示第676号、平成 3 年島根県告示第529号、平成 8 年島根県告示第558号、平成11年島根県告示第 920号、平成13年島根県告示第492号及び平成14年島根県告示第491号の事業地のうち大社町杵築北、杵築東、修理免及び北荒木において変更する。

島根県告示第852号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第62条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成18年8月25日

島根県知事 澄 田 信 義

1 施行者の名称

斐川町

2 都市計画事業の種類及び名称

出雲都市計画下水道事業

斐川町公共下水道

3 事業施行期間

昭和58年6月24日から平成24年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和58年島根県告示第754号、昭和62年島根県告示第1,097号、平成3年島根県告示第367号、平成5年島根県告示第363号、平成9年島根県告示第710号、平成12年島根県告示第340号及び平成14年島根県告示第548号の事業地のうち斐川町大字併川、大字富村、大字上直江、大字直江及び大字美南地内を変更する。

公 告

平成19年度島根県立農業高等学校の養成部門の学生を次のとおり募集する。

平成18年8月25日

島根県知事 澄 田 信 義

1 募集の目的

本県の主要産業である農林業の将来を展望し、広い視野にたつて農林業を考え、新しい農林業を創造し、地域社会の発展に寄与する農林業後継者及び農林業指導者の養成を図る。

2 一般入学検定

(1) 募集人員及び修業年限

科 名	専 攻	募集人員	修業年限	備 考
園芸畜産科	野 菜	30人	2 年	募集人員は、推薦入学者を含む。
	花 き			
	果 樹			
	肉用牛			
森林管理科		10人		

(2) 出願資格

ア 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者若しくは平成19年3月に卒業見込みの者又は通常の課程による12年の学校教育を修了した者若しくは平成19年3月に修了見込みの者

イ 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者

ウ その他知事がア又はイに掲げる者と同等以上の学力を有すると認めたる者

(3) 出願手続

ア 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送又は直接島根県立農業高等学校に提出すること。

なお、提出する書類等は封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

㊦ 入学願書（島根県立農業高等学校所定の用紙を用いること。）

(イ) 文部科学省所定の様式により出身学校長が作成した調査書で厳封したもの

2の(2)のアに定める以外の者にあつては、大学入学資格検定合格証の写し又は知事が入学資格のあることを認めた書類

(ウ) 返信用封筒(定型封筒縦20.6センチメートル×横9.0センチメートル1枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手80円分をはり付けたもの)

(ロ) 入学検定料(郵便定額小為替2,200円分)

イ 出願期間

平成19年1月16日(火)から1月26日(金)までとし、郵送の場合は1月26日までの消印があるものは有効とする。

ウ 入学願書提出先

大田市波根町970番1 島根県立農業大学校教育部 入試担当

(4) 入学検定及び合格者の発表

ア 入学検定

(イ) 日時 平成19年2月8日(木)10時から16時まで

(ロ) 場所 大田市波根町970番1

島根県立農業大学校

(ウ) 検定

入学検定は一般教養試験、小論文及び面接試験とする。

イ 合格者の発表

平成18年2月15日(木)島根県立農業大学校の玄関前に掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

3 推薦入学検定

(1) 募集人員

2の(1)に定める募集人員のうち8割程度とする。

(2) 出願資格及び要件

2の(2)に定める者で、本県に居住し次のアからウの要件を満たす者とする。

ア 出身学校長が推薦する者

イ 島根県立農業大学校卒業後、就農し農林業後継者となる者又は島根県内において、地域農林業の振興と農村社会の発展に貢献すると見込まれる者

ウ 人物、学力ともに優れている者

(3) 出願手続

ア 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送又は直接島根県立農業大学校に提出すること。

なお、提出する書類等は封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

(イ) 入学願書(島根県立農業大学校所定の用紙を用いること。)

(ロ) 文部科学省所定の様式により出身学校長が作成した調査書で厳封したもの

(ウ) 推薦書(島根県立農業大学校所定の用紙により、入学志願者の出身学校長が作成したもの)

(ロ) 返信用封筒(定型封筒縦20.6センチメートル×横9.0センチメートル一枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手80円分をはり付けたもの)

(イ) 入学検定料(郵便定額小為替2,200円分)

イ 出願期間

平成18年10月16日(月)から10月27日(金)までとし、郵送の場合は、10月27日までの消印があるものは有効とする。

ウ 入学願書提出先

大田市波根町970番1 島根県立農業大学校教育部 入試担当

(4) 入学検定及び合格者の発表

ア 入学検定

- ㊦ 日時 平成18年11月9日(木) 10時から16時まで
- ㊧ 場所 大田市波根町970番1 島根県立農業大学校
- ㊨ 検定 小論文及び面接試験

イ 合格者の発表

平成18年11月16日(木)島根県立農業大学校の玄関前に掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

(5) 推薦入学試験に不合格となった者の取扱い

推薦入学の試験に不合格となった者で一般入学検定を受けようとする者は、出願手続きとして2の(3)に掲げる書類のうち、入学願書及び返信用封筒を2の(3)のイに定める期間に提出すること。

この場合において、志願する科(専攻)を変更しても差し支えない。

4 問合せ先

出願手続、入学検定等について不明な点は、島根県立農業大学校又は隠岐支庁農林局若しくは最寄りの農林振興センターへ問い合わせること。

5 その他

入学願書等の島根県立農業大学校所定の用紙は、島根県立農業大学校で交付する。

なお、郵便で請求する場合は、返信用封筒(角形2号縦33.2センチメートル×横24センチメートル1枚に住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手120円分をはり付けたもの)を同封すること。

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により公告する。

平成18年8月25日

島根県知事 澄 田 信 義

1 土地区画整理組合の名称

東出雲町出雲郷南土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成15年2月14日から平成19年3月31日まで

3 施行地区

八束郡東出雲町大字出雲郷の一部

4 事務所の所在地

八束郡東出雲町大字出雲郷1232番地1

5 設立認可の年月日

平成15年2月14日

6 変更認可の年月日

平成18年8月25日

漁 業 調 整 委 員 会 告 示

隠岐海区漁業調整委員会告示第1号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第4項の規定に基づき、次のとおり海面における定置漁業権に係る漁場計画案に関する公聴会を開催する。

平成18年8月25日

隠岐海区漁業調整委員会会長 屋 田 孝 治

1 日時、場所及び案件

日 時	場 所	案 件
平成18年 9 月 1 日 9 時10分	隠岐郡隠岐の島町西町八尾の一、62番地 漁業協同組合 J Fしまね 西郷支所	定置漁業権に係る漁場計画案について

2 関係書類の縦覧

(1) 縦覧に供する書類の名称

漁場図、漁場計画案及び総合連絡図

(2) 縦覧の期間

平成18年 8 月25日から同年 8 月31日まで

(3) 縦覧の場所

島根県農林水産部水産課及び隠岐支庁水産局

正 誤

平成18年 7 月14日付け島根県報第1,794号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇 所	誤	正
1	目次中	町及び字	字
	下から10行目	町及び字	字
	下から 8 行目	町及び字	字

平成18年 5 月30日付け島根県報第1,781号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
4	下から18	立木の伐採の限度	立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

